

佐賀県選挙管理委員会告示第 68 号

令和 3 年 10 月 31 日執行の衆議院小選挙区選出議員の選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

令和 3 年 10 月 19 日

佐賀県選挙管理委員会委員長 大 川 正 二 郎

選挙区	選挙運動に関する支出金額の制限額
佐賀県第 1 区	24,112,400 円
佐賀県第 2 区	24,221,200 円